

○水戸市国際交流センター条例施行規則

平成18年 3月20日

水戸市規則第14号

改正 平成20年 6月23日規則第54号

水戸市国際交流センター条例施行規則（平成10年水戸市規則第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、水戸市国際交流センター条例（平成17年水戸市条例第44号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（使用許可の申請等）

第2条 条例第7条第1項の規定により水戸市国際交流センター（以下「センター」という。）の使用の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる施設に応じ、当該各号に定める期間内に、国際交流センター使用許可申請書（様式第1号）を指定管理者（条例第4条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 多目的ホール 使用日の6月前の日から使用日の3日前まで

(2) 研修室、実習室、調理室及び和室 使用日の3月前の日から使用日の3日前まで

2 指定管理者は、前項の規定による申請を許可したときは、国際交流センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

（許可に係る事項の変更等）

第3条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに国際交流センター使用変更（取消）申請書（様式第3号）に、使用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、国際交流センター使用変更（取消）許可書（様式第4号）を交付する。

（使用許可の取消し等）

第4条 指定管理者は、条例第10条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、国際交流センター使用許可取消等通知書（様式第5号）を交付する。

（目的以外の使用許可の申請等）

第5条 前3条の規定は、条例第12条第1項の規定によりセンターをその設置目的以外の目的に使用する場合について準用する。この場合において、第2条第1項中「条例第7条第1項」とあるのは「条例第12条第1項において準用する条例第7条第1項」と、同項第1号中「6月前」とあるのは「2月前」と、同項第2号中「3月前」とあるのは「2月前」と、前条中「条例第10条」とあるのは「条例第12条第1項において準用する条例第10条」と読み替えるものとする。

（使用料の納付）

第6条 条例第12条第2項に規定する使用料は、使用許可書の交付を受けた際に当該使用料の全額を納付しなければならない。

2 使用者は、使用内容の変更により既納の使用料に不足が生じたときは、不足額を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 条例第12条第2項ただし書の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 国又は地方公共団体が使用するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

2 前項の規定に該当する場合において、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用日の14日前までに、国際交流センター使用料減免申請書(様式第6号)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、国際交流センター使用料減免決定通知書(様式第7号)を交付する。

(平20規則54・一部改正)

(使用料の還付)

第8条 条例第12条第3項ただし書の規定による使用料の還付の額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第12条第3項第1号に該当するとき 当該使用料の全額

(2) 条例第12条第3項第2号に該当するとき 市長が必要と認める額

2 条例第12条第3項ただし書の規定に該当する場合において、使用料の還付を受けようとする者は、国際交流センター使用料還付申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、国際交流センター使用料還付決定通知書(様式第9号)を交付する。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者又は入館者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。

(2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。

(3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。

(4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。

(5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。

(6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。

(7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。

(8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。

- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 騒音, 怒声等を発し, 又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (11) 使用後は, 施設の清掃を行うこと。
- (12) 前各号に掲げるもののほか, センターの係員の指示に従うこと。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか, 必要な事項は, 別に定める。

付 則

この規則は, 平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年6月23日規則第54号)

この規則は, 平成20年7月1日から施行する。

様式第1号(第2条, 第5条関係)

国際交流センター使用許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所(所在地)
氏 名(名称又は代表者)
担当者
電 話

国際交流センターを使用したいので,水戸市国際交流センター条例第7条第1項(第12条第1項において準用する場合を含む。)の規定により,次のとおり申請します。

使用施設		
使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで	
使用目的		
使用人員	人	
※ 使用料	円	無
備 考		

注 ※欄は,記入しないこと。

様式第2号(第2条, 第5条関係)

国際交流センター使用許可書

第 号
年 月 日

様

指定管理者 印

年 月 日付で申請のあった国際交流センターの使用について, 水戸市国際交流センター条例第7条(第12条において準用する場合を含む。)の規定により, 次の条件を付して許可します。

使用施設		
使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで	
使用目的		
使用人員	人	
使用器具		
使用料	円	無
許可条件	1 水戸市国際交流センター条例及び水戸市国際交流センター条例施行規則を遵守すること。 2 係員の指示に従うこと。 3 この使用許可書は, 使用の際に係員に提示すること。	

様式第3号(第3条, 第5条関係)

国際交流センター使用変更(取消)申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所(所在地)
氏 名(名称又は代表者)
担当者
電 話

国際交流センターの使用の変更(取消し)をしたいので,水戸市国際交流センター条例第7条第1項(第12条第1項において準用する場合を含む。)の規定により,次のとおり申請します。

- 1 申請の内容
 - (1) 変更
 - (2) 取消し
- 2 申請の理由
- 3 変更の内容

	許可内容(許可番号:)		変更後の内容		
使用施設					
使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで		年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで		
使用目的					
使用人員	人		人		
※ 使用料	円	無	円	不足額 円	無
備 考					

注 ※欄は,記入しないこと。

様式第4号(第3条, 第5条関係)

国際交流センター使用変更(取消)許可書

第 号
年 月 日

様

指定管理者 印

年 月 日付で申請のあった国際交流センターの使用の変更(取消し)について、水戸市国際交流センター条例第7条(第12条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり条件を付して許可します。

- 1 許可の内容
 - (1) 変更
 - (2) 取消し
- 2 変更の内容

使用施設		
使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで	
使用目的		
使用人員	人	
使用料	円	無
許可条件	1 水戸市国際交流センター条例及び水戸市国際交流センター条例施行規則を遵守すること。 2 係員の指示に従うこと。 3 この使用変更許可書は、使用の際に係員に提示すること。	

様式第5号(第4条, 第5条関係)

国際交流センター使用許可取消等通知書

第 号
年 月 日

様

指定管理者 印

国際交流センターの使用について、次のとおり決定したので、水戸市国際交流センター条例第10条(第12条において準用する場合を含む。)の規定により通知します。

住 所	
氏 名	
使用施設	
決定の内容	
決定の理由	

注1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、水戸市長に審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号(第7条関係)

国際交流センター使用料減免申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所(所在地)
氏 名(名称又は代表者)
担当者
電 話

国際交流センターの使用料の減免を受けたいので、水戸市国際交流センター条例施行規則第7条第2項の規定により、次のとおり申請します。

使用施設	
使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
申請の内容	1 使用料の減額 2 使用料の免除
申請の理由	

様式第7号(第7条関係)

国際交流センター使用料減免決定通知書

第 号
年 月 日

様

指定管理者 印

年 月 日付で申請のあった国際交流センターの使用料の減免について、
審査の結果、次のとおり決定したので、水戸市国際交流センター条例施行規則第7条第3項
の規定により通知します。

減免の決定	1 減免を認めます	2 減免を認めません
決定内容	1 使用料の減額	2 使用料の免除
使用施設		
使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで	
減免の額	円	

注1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して
60日以内に、水戸市長に審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6
か月以内に、指定管理者を被告として、提起することができます。ただし、この処分が
あったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、当該審
査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取
消しの訴えを提起することができます。

様式第8号(第8条関係)

国際交流センター使用料還付申請書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 住 所(所在地)
氏 名(名称又は代表者)
担当者
電 話

国際交流センターの使用料の還付を受けたいので、水戸市国際交流センター条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり申請します。

使 用 施 設		
還 付 の 理 由		
還 付 方 法	1 口座振替 (1) 金融機関名 銀行 本店・支店 (2) 名義人 (3) 口座の種類 普通・当座 (4) 口座番号	2 現金
既納使用料額	円	
※ 還 付 額	円	
※ 還付額積算内訳		
※ 還 付 年 月 日	年 月 日(曜日)	
※ 承 認 番 号	第 号	

注 ※欄は、記入しないこと。

様式第9号(第8条関係)

国際交流センター使用料還付決定通知書

第 号
年 月 日

様

水戸市長 印

年 月 日付で申請のあった国際交流センターの使用料の還付について、審査の結果、次のとおり決定したので、水戸市国際交流センター条例施行規則第8条第3項の規定により通知します。

1 還付額 円

2 還付方法

(1) 口座振替

金融機関名	銀行	本店・支店
名義人		
口座の種類	普通	当座
口座番号		

(2) 現金

様式第1号 (第2条, 第5条関係)

様式第2号 (第2条, 第5条関係)

様式第3号 (第3条, 第5条関係)

様式第4号 (第3条, 第5条関係)

様式第5号 (第4条, 第5条関係)

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第7条関係)

様式第8号 (第8条関係)

様式第9号 (第8条関係)